

会社法条文構造の整理

会社法は、法律の専門家の間でも「難解」な法律、とされている。

その主たる要因は、例えば、**多くの条文が、他条項を引用し、引用されたその条項も他条項を引用しているなど「連立方程式のごとき構造」となっている点**にある、すなわち、言葉・表現・構成等が複雑であることによって「何が書かれているのかを判読するのに手間がかかる」点である。

その有効な対策として、基本的には、**会社法の目次や重要条文を有効活用した学習をすること**を推奨する。すなわち、10 条刻み程度で構わないから、**「大体このあたりに探している条文がありそう」**という感覚を培うことである。例えば、株主総会に関する問題が出れば、300 条あたりを探せば、探している条文が見つかるだろう。また、主要な手続については流れで条文を抑えてしまえば、まとめりとして条文を理解できて有効である。

以上を踏まえて、以下、会社法の主たる手続及び出題されうる条文及びその構造を可能な限り端的に整理した。なお、整理にあたっては図解会社法(一般財団法人蔵財務協会, 2016)等を参照している。なお、これはあくまで会社法の条文を操作できるようにすることを目的とした整理であるため、前提として論点や論証等については別途各自での学習を要する。

第1編 総則

特段条文構造が複雑でない点、条文が24条しかない点から、各教材及び論証に委ねる。

第2編 株式会社

第1章 設立

1 設立

①定款②株式引受け③機関の設置④登記といった流れと、発起設立と一部引受けの区別ができれば問題ない。そもそも論文では設立中の会社の論点と発起人の責任の論点しか出題されたことがない。試験でこのあたりの条文を引くことはまずない。

定款	発起人・定款の作成(26Ⅰ)―記載事項(27～29) 公証人・定款の認証(30) 発起人全員の同意：設立時発行株式に関する事項の決定(32) 変態設立事項(28)がある場合、検査役の調査(33)―例外(33Ⅹ)	
株式引受	発起人 株式引受け(25Ⅱ)	
	全部引受け＝発起設立(25Ⅰ①)	一部引受け＝募集設立(25Ⅰ②)
	発起人の出資の履行(34)	発起人の出資の履行(34) ＋ 募集に関する事項の決定(58)，申込者への通知・申込み(59)，割り当て(60)，引受け(62)，払込み(63)
機関の設置	設立時取締役の選任(38) 選任方法(40・41) 解任方法(42・43・44) 設立時取締役の調査(46) 設立時委員及び設立時執行役の選定・選任(48)(指)	創立総会(65Ⅰ) 変態設立事項(28)がある場合、検査の報告内容の提出(87Ⅱ①) 設立時取締役の選任(88) 種類創立総会(85・86)
登記	設立登記(49・911)	

2 発起人の責任

(1) 仮装払込みをした発起人等の責任

発起人による払込みが有効でないとすれば、同人は改めて会社に出資の履行をしなければならないかが問題となるが、これは不要であると解する。会社が設立された以上、失権手続（36、会社設立前の手続）を経ずに発起人の出資履行義務は当然消滅すると考えられるためである。

もっとも、発起人は払込を仮装したことにより出資義務を履行していないから、任務懈怠があったといえるため、払込金相当額の損害賠償責任を負う（53 I）。

※発起人・設立時取締役・設立時監査役は、会社の設立についてその任務を怠り、会社に損害を生じさせた場合には、会社に対し連帯して損害賠償の責任を負う（53 I・54）。設立時取締役が取締役会において発起人による見せ金等の仮装払込みを承認した場合、仮装払込みを防いで会社資本を充実させる善管注意義務に違反したといえるから、任務懈怠があったといえる。したがって、設立時取締役は会社に対し発起人と連帯して損害賠償責任を負う。

(2) 現物出資財産の価額が定款所定の価額に不足していた場合の責任

発起人の現物出資財産の会社成立時（当初から不足していた場合のみならず、成立時までに不足するに至った場合も含む）の価額が、定款所定の価額に不足していた場合、発起人は会社に対し不足額填補責任（52 I）を負う。

52 IIは各号に該当する者（検査役調査を受けた者、無過失の証明をした者）は不足額填補責任を負わないことを定めているが、同項柱書括弧書は「28①の財産を給付した者」を免責対象者から除外している。従って、発起人による現物出資財産の会社成立時の価額が定款所定の価額に不足していた以上、同人は不足額填補責任を負う（52 I）。

原則	発起人の現物出資財産の会社成立時の価額が、定款所定の価額に不足していた場合、発起人等は会社に対し不足額填補責任を負う（52 I）
現物出資者・財産譲渡人たる発起人	無過失責任（52 II 柱書括弧書）
他の発起人・設立時取締役	検査役の調査を受けた場合…責任なし（52 II ①） 受けていない場合…発起設立の場合は過失責任（52 II ②）。しかし、募集設立の場合は無過失責任（103 I）
証明者等	過失責任（52 III）

(3) 疑似発起人の責任

定款に発起人として署名又は記名押印した者ではない場合、「発起人」にはあたらない。しかし募集広告文書に①自己も氏名・名称及び②設立を賛助する旨を記載することを承諾した者は疑似発起人（103 II）に該当し、発起人と同様の責任（52～56〔現物出資財産の不足額填補責任、任務懈怠責任〕及び103 Iの責任〔無過失の不足額填補責任〕）を負う

・第2編第1章(設立)の条文チェック表

設立自体，発起人の責任や設立中の会社くらいしか出題が想定されないため，第7節を中心に学習しておけばそれで足りる。

②設立方法		①まず 26～33 で定款作成	
第1節 総則	25		
第2節 定款の作成	26, 27, 28, 29, 30, 31	③発起人の引受け	
第3節 出資	32, 33, 34, 35, 36, 37		
第4節 設立時役員等の選任及び解任	38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45	④発起設立	
第5節 設立時取締役等による調査	46		
第6節 設立時代表取締役等の選定等	47, 48	指名委員会等設置会社の場合	
第7節 株式会社の成立	49, 50, 51	発起でも募集でも適用	
第8節 発起人等の責任等	52, 53, 54, 55, 56		
第9節 募集による設立	④募集設立	57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 102-2, 103	

第2章 株式

1 総論

総則は株式の種類(種類株式・譲渡制限株式)、共有等について規定している。株式の定款記載事項は、各節に分散しているため、気になる場合は問題となる事項が存在しそうな節を当たるしかない(他方で、登記事項は911Ⅲ)。株式の共有者の権利行使方法は重要論点であるので、論証を抑えておくこと(東京高判H24.11.28)。

その他、株式の内容を巡る問題としては、株主の権利義務、株式の譲渡及び対抗要件、単元株制度、株式の発行、自己株式の取得、株式の併合・分割等について規定している。このうち、株主の権利義務について会社法は分散して規定しているため、気になる場合は問題となる事項が存在しそうな条文箇所を当たるしかない。他方で、他の一連の問題についてはいずれも第2章に明文が置かれていることから、試験では反射的に条文を引けることが望ましい。なお、株券に関する出題は考えにくいだろう。

2 株主名簿

(1) 第2節は株主名簿について規定している。この点については、以下のように整理できる。

記載事項(121) → 効果 ①対抗要件(株券不発行会社につき130Ⅰ・147Ⅰ, 154-2, 発行会社につき130Ⅱ)
②会社の免責(126)

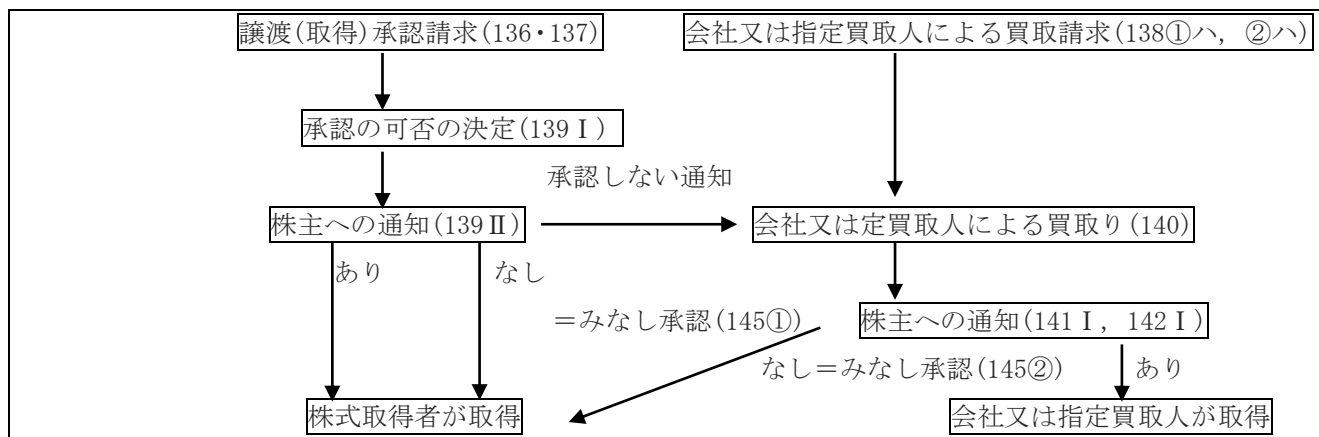
- ・なお、名義書換の手続について、133Ⅱを確認しておくこと(原則権利取得者と株主が共同請求)
- ・名義書換未了の場合につき、130

(2) 第2節では、株式譲渡につき名義書換未了の場合(対抗要件の問題)、譲渡制限株式を譲渡した場合、基準日制度(124)を採用する会社につき株式譲渡した場合の3通りの株式譲渡を巡る重要論点が存在する。いずれも全く異なる論点であるので、論証などを対比させて、理屈の違いを理解しておくこと。

3 株式の譲渡

(1) 株式の譲渡は原則自由である(127)。しかし、①法律、②定款、③契約による制限がありうる。①は出題されることがない(35・63Ⅱ・208Ⅳ, 128Ⅱ等)。一方、②はいわゆる譲渡制限株式であるから、重要論点である(107, 108・総則に規定があることに注意・効果として134)。③については、根拠条文がないものの、127条との関係でそのような契約が許されるか問題となる。③は論証を用意しておくべきだろう。

(2) 譲渡制限株式の譲渡等の承認請求の手続については、条文操作をできるようにしておく必要がある。試験本番条文を見るだけでは、ここは操作が難しい。



4 自己株式の取得

第4節は、自己株式が取得できる場合(155)、及びその取得方法(156～164)について規定している。ややこしいが、H23 司法試験で出題されている。なお、分配可能額規制(461 I ②③)との関係に注意。

(1) 株式の取得・消却手続（発行済株式総数の減少手続）

①自己株式の取得手続	・株主との合意により自己株式を取得する場合、原則として株主総会特別決議を要する（156 I，309 II ②） ・相対取引によらず自己株式を取得する場合、既発行の株式を取得条項付株式（全員の同意による定款変更〔110〕）又は全部取得条項付種類株式（特別決議による定款変更〔108 I ⑦〕）にする手続を採ればよい
②株式消却一般の手続	消却する自己株式の種類・数を決定する（178 I，976 ⑪） →取締役会設置会社においては取締役会の決議，それ以外の会社においては株主総会普通決議（309 I）。なお，消却数自己株式の種類・数，取得から消却までの期間等につき，会社法上の制限はない

*株式消却によって発行済株式総数が減少し，持株比率・持株価値が増加する

(2) 株主との合意による取得 - 全ての株主に申込機会を与える取得手続

- ①株主総会の普通決議…取締役会への取得の授権及び 156 I 所定の事項の決定（459 I 柱書括弧書の要件を満たした会計監査人設置会社の場合，当該決定を取締役会の権限にすることを定款で定めることができる〔459 I ①〕）
- ②授権に基づく取締役会決議…157 I 所定の事項の決定・通知（157・158）
- ③特定株主からの株式譲渡の申込み→取得（159）

(3) 株主との合意による取得 - 特定の株主からの取得手続

手続	①株主総会の<u>特別決議</u>（160Ⅰ，309Ⅱ②）…取締役会への取得の授権及び156Ⅰ所定の事項に併せて、特定株主から取得することの決定（459Ⅰ柱書括弧書の要件を充たした会計監査人設置会社であって自己株式取得を取締役会決議で定める旨を定款で定めた会社であっても、この決議は株主総会決議によらなければならない〔459Ⅰ①〕） →会社は、他の株主に対し売主追加請求権（160Ⅲ）がある旨の通知を会日の2週間前までにする必要がある（160Ⅱ，規則28） →株式を譲渡する特定株主は特別利害関係人にあたるため、議決権を行使することができない（160Ⅳ本文） ②特定株主への通知（158・160Ⅴ） ③特定株主からの株式譲渡の申込み→取得（159）
売主追加請求権の通知が不要となる場合	①当該会社が上場会社であるために株式に市場価格がある場合に、市場価格以下で買い取る場合（161。他の株主としては、会社買い取ってもらう以上の市場価格で株式を売ることができ、何ら不利益はないため） ②非公開会社における一般承継人からの取得の場合（162） ③全株主の同意により、160Ⅱの通知を不要とする（売主追加請求権を排除する）旨の定款の定めがある場合（164Ⅰ・Ⅱ）

※他の株主に売主追加請求権を認めることは、実務上かなり手続負担が大きい。なぜなら、多くの株主が当該請求権を行使することによって、すべてを買い取れば分配可能額の範囲（461Ⅰ）を超えてしまう場合には、会社としては平等に（109Ⅰ），すなわち案分して買い取るしか方法がなく、その結果、特定の株主のみから自己株式を取得するという当初の目的を果たせなくなってしまうからである（そこで、会社法は161～164に例外規定を設けている）

※売渡請求制度（174）

譲渡制限株式（2⑦）について、会社にとって好ましくない者が相続により一般承継人となる場合があるため、簡易な手続で会社から当該株主を排除することが認められている。すなわち、相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得した者に対し、当該株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる（174。売渡請求をしたときに売買契約が成立する）

→相続その他の一般承継によって、会社にとって望ましくない者が株主となる場合に、会社が強制的に自己株式を取得するための制度であり、株主との合意による取得と表裏一体の関係にある（つまり、望ましくない一般承継人から株式を取得して同人を排除したい場合、好意的な承継人であれば合意により自己株式取得という形をとればよいが、敵対的な承継人であれば売渡請求による）

(4) 株主との合意による取得 - 子会社からの取得手続

取締役会決議 (163) …156 I 所定の事項の決定

(5) 株主との合意による取得 - 市場取引・公開買付けによる取得手続

株主総会の普通決議 (163) …156 I 所定の事項の決定 (取締役会設置会社の場合, 当該決定を取締役会の権限にすることを定款で定めることができる [163 II・III])

(6) 事業の譲受けに伴う取得 (事業譲渡会社が譲受会社の株式を保有している場合)

全部譲受けの場合	譲受会社は譲渡会社から自己株式を規制なくして取得することができる (155 条⑩) →譲受財産から自己株式を除外することができないため, やむを得ない取得といえるし, 他の株主は株式買取請求権を行使することができることから (469), 株式売却の機会が平等に与えられているといえるため
一部譲受けの場合	事業譲渡の手続では譲受会社株式を同社に移転することはできず, 株主 (事業譲渡会社) との合意による取得の規制 (155③。取得手続規制と財源規制) をクリアしなければならない →譲受財産から自己株式を除外することが可能である以上 (株式を譲渡しなくとも事業の有機的一体性は維持できる), やむを得ない取得とはいえないし, また, 他の株主は株式買取請求権を行使できないため

5 特別支配株主の株式等売渡請求

(1) 総論

会社法の改正に伴い、支配株主が、少数株主の有する株式の全部を、少数株主の個別の承諾を得ることなく、金銭を対価として取得することが可能となった(キャッシュ・アウト)。

完全子会社化の方法として、特別支配株主の株式等売渡請求の方法は、全部取得条項付種類株式を利用する方法に比べて、対象会社の株主総会決議が不要であるという利点が存在する。本規定は、買収者が対象会社の総株主の議決権 9 割以上を有していても、対象会社の株主総会決議を要する全部取得条項付種類株式の制度を利用した締め出しが不便だとして、H26 改正によって創設された規定である。

※特別支配株主：179 I（総株主の議決権の 9/10）

(2) 手続

対象会社の承認対象会社が取締役会設置会社である場合には、承認をするか否かを決定するには、取締役会の決議によらなければならない(179 の 3 III。指名委員会等設置会社等では執行役等への委任可[416IV, 399 の 13V・VI])。取締役会非設置会社では、取締役の過半数をもって決定する(348 II)。種類株式発行会社において、一定の種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、対象会社は、当該株主による種類株主総会の決議がなければ、承認を行うことができない(322 I ①の 2)。

(3) 追い出される側の救済

ア 売買価格の決定の申立て (179 の 8 I)：売渡株主は、取得日の 20 日前から取得日の前日までに、裁判所に対し、その有する売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることができる。

イ 取得の差止め請求 (179 条の 7) ができる。

ウ 取得の無効の訴え (846 の 2 I)：多数の株主等の利害に影響があることから、法的安定性を図る目的で、売渡株式等の取得の無効の訴えという形成判決によらなければ無効の主張ができない。そのため、会社の組織の訴え (830) ではなく、株主の行為についての訴えなので 830 条とは離れた場所に条文が置かれた。

(4) 改正前の議論

改正前には、過半数の株式を公開買い付けにより取得したのち、既発行の株式に全部取得条項を付すことで、上記手続と同様の効果を得ていた。

【定款変更手続】種類株式発行会社でない会社において、既発行の普通株式を全部取得条項付種類株式にする場合、まず、株主総会において、①二以上の種類の株式を発行する旨の定款の定めを設ける定款変更手続（特別決議）を行う必要がある（466, 309Ⅱ⑪）。そして、②既発行の株式に全部取得条項を付す定款変更をする特別決議を行うことが必要である（466, 309Ⅱ⑪）。全部取得条項付種類株式の内容として、定款で 108Ⅱ⑦所定の事項を定めておく必要がある。なお、②の定款変更に反対する株主には株式買取請求権が与えられている（116Ⅰ②）

【全部取得条項を付す手続】さらに、③全部取得条項を付される種類株式の種類株主総会の特別決議（111Ⅱ①, 324Ⅱ①）が必要である

【取得手続】次に、④会社が全部取得条項付種類株式を取得するにあたっては、株主総会特別決議が必要である（171Ⅰ, 309Ⅱ③）。当該決議では、取締役が当該株式を取得することを必要とする理由を説明することが必要である（171Ⅲ）。また、当該決議では取得対価の内容等を決定する必要がある（171Ⅰ）。なお、①から④までの決議は一度の株主総会で行うことが可能である。

【株式を取得対価とすること】ここで、会社としては、新規に発行する普通株式を取得対価とする必要がある（同項①イ）。残存株主には一株未満の端数のみが割り当てられるよう決定することで、端数を現金化して交付するためである（234Ⅰ②）

【端数処理手続】そして、会社は残存株主の保有する 1 株未満の端数の合計数に相当する数の株式を、原則として競売により売却し、株式取得日に売却金を株主に交付する（234, 235）。以上により、全部取得条項付種類株式を用いる方法での少数株主の締め出しが可能となる

【参考】既発行の株式に全部取得条項を付す手続・取得手続（種類株式発行会社でない会社の場合）

①定款変更手続	・二以上の種類の株式を発行する旨の定款の定めを設ける定款変更手続（特別決議。466, 309Ⅱ⑪） ・既発行の株式に全部取得条項を付す定款変更手続（特別決議。466, 309Ⅱ⑪）。反対株主には株式買取請求権が与えられている（116Ⅰ②）
②全部取得条項を付す手続	全部取得条項を付される種類株式の種類株主総会の特別決議（111Ⅱ①, 324Ⅱ①）
③取得手続	全部取得条項付種類株式取得のための株主総会特別決議（171Ⅰ, 309Ⅱ③）。取締役の理由説明（171Ⅲ）、取得対価の内容等の決定が必要（171Ⅰ） →①から③までの各決議は一度の株主総会で行うことが可能

* 全部取得条項付種類株式を発行するには、まず種類株式発行会社になる必要があり、一種類の株式しか発行できない状態で既発行株式に全部取得条項を付すことはできない。これは 107 柱書と 108 柱書を見比べると分かる。全部取得条項付種類株式は 107 ではなく 108 を根拠に発行できるが、108 は二種類以上の株式が発行されることを前提としている。これに対し、107 は一種類しか発行されていない株式に特殊な内容（譲渡制限や取得条項など）を課すことも認めている。つまり、普通株式を譲渡制限株式や取得条項付株式にする場合は種類株式発行会社になる必要はない（cf. 取得条項付株式と異なり、全部取得条項付「種類」株式と呼ばれるのは、二種以上の株式が発行されているから）

6 株式の併合・分割・無償割当て

(1) 株式併合手続

①特別決議	株主総会の特別決議により、併合の割合及び効力発生日を定めるとともに（180Ⅱ，309Ⅱ④），取締役は、当該株主総会で株式併合を必要とする理由を説明する（180Ⅲ） ※併合承認決議に取消事由がある場合、併合自体も無効となるとする見解がある（株式併合自体の効力を争う訴えは法定されていない）
②通知・公告	株式併合の効力発生日の 2 週間前までに、併合の割合及び効力発生日を株主に対し通知又は公告をする（181Ⅰ・Ⅱ）
③端数処理	残存株主の保有する 1 株未満の端数の合計数に相当する数の株式を原則として競売により売却し、売却金を株主に交付する（234Ⅱ～Ⅴ，235）
端数株主の地位	投下資本回収は専ら端数処理によることとなり、これにより株主でなくなる。株主総会招集通知の送付・配当金支払が不要となる
反対株主の株式 買取請求	併合割合を定める際、残存株主の保有株式が 1 株未満の端数となるようにすることによって、株式併合を利用したスクイーズアウト（既存株主の締め出し）も可能である。このことから、株式併合についても、金銭を対価とする組織再編や全部取得条項付種類株式を利用しスクイーズアウト等に準じて、反対株主の株式買取請求権が認められるようになった（182 の 4）

(2) 株式分割手続

①取締役会決議	株式分割は、その都度、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって行わなければならない（183Ⅱ）。〈株主総会の特別決議は不要〉 ∴大幅な株式の分轄を行おうとする場合に、分割後の発行済株式総数が発行可能株式総数（113Ⅰ）を超過するため、株主総会の特別決議を経て定款変更決議を常に要するのでは、手続が遅延するから。
②定款変更（発行 可能株式総数）	株式分割だけでは、発行可能株式総数は変わらないが、株式分割が行われる場合、定款記載の発行可能株式総数は、定款変更手続（466）によらずに、取締役会決議によって変更することができる。（184Ⅱ「株主総会の決議によらないで」183Ⅱ「取締役会設置会社にあつては取締役会」）。 ∴株式分割の場合に持ち株比率変動はないから (2) もっとも、発行可能株式総数の増加は、株式分割の比率が上限となる（184Ⅱ参照）。

(3) 無償割当て

- ・(2)の①取締役会決議の根拠条文を 186Ⅰに置き換えれば、同様の手続による。

7 単元株制度

- ・株式併合と類似の効果が生じるため、両者の相違点を意識して学習をすべきである。

会社成立前	定款をもって、一定の数の株式を一単元の株式とする旨を定めることができる(188 I)
会社成立後	定款変更手続(特別決議。466, 309 II ⑪)により単元株制度を採用する。この場合には、取締役が株主総会において採用を必要とする理由を説明しなければならない(190)
単元未満株主の地位	・株式併合と異なり、強制的に投下資本回収ルートに乗せられることはなく、単元未満株式の譲渡も可能。しかし、会社が定款で「単元未満株式の譲渡を原因とする名義書換請求権」を剥奪することが許されている(規則 35 I ④は単元未満株主の名義書換請求権を定款で剥奪できない場合を定めているが、これに株式譲渡が列挙されていない)。よって、会社が上記権利を剥奪する場合、譲渡を会社に対抗できないため(133)、実質的に譲渡が制限される(単元未満株式の流通を制限できる) ・議決権(189 I)のほか、議決権を前提とする総会参与権を失う(通説)。株主総会招集通知の送付は不要となるが、配当金支払は必要(189 条 II ⑥, 規則 35 I ⑥ニ)
買取請求・売渡請求制度	単元未満株主は単元未満株の買取請求が可能(192, 193)。また、株式売渡請求も定款で導入されていれば可能(194。単元株主になるための制度)

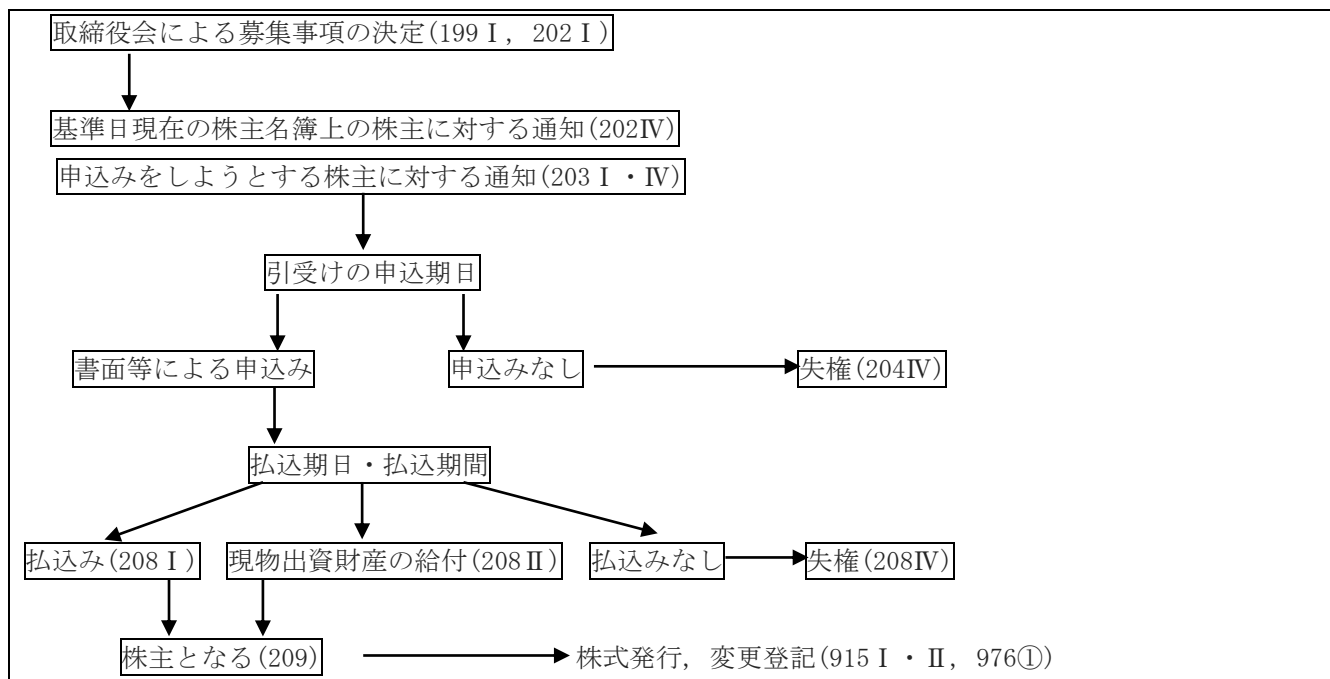
- ・1000 株を超える数の株式を一単元と定めることはできない(188 II, 規則 34)
 - ・種類株式発行会社の場合には、単元株式数(2②⑩)を株式の種類ごとに定めなければならない(188 条 III)
 - ・単元未満株主については株主としての権利を定款で剥奪できるが、一定の自益権は剥奪できない(189 II)。
- 単元未満株主といえども株主であることに変わりはないし、そもそも単元株制度は株主管理コスト削減のための制度であるから、そこから正当化できる範囲でのみ権利制限が認められる

7 募集株式の発行

第 8 節は、株式の発行と自己株式の処分について同じ規制を定める。発行等の方法は、①株主割当て(202)、②第三者割当て、③公募の 3 通りである。このうち、試験で出題されるのは①と②である。

(1) 株主割当て

・現物出資の場合(199 I ③)、検査役の選任が必要となる点に注意(207, 868 I, 870②)。例外として、207IX。



(2) 第三者割当て

